宮代町地域経済循環創造事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　[この](https://www1.g-reiki.net/miyashiro/reiki_honbun/e386RG00000916.html#l000000000#l000000000)要綱は、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業を実施しようとする民間事業者等に対し、その事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造するため、地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成２５年２月２７日付け総行政第２９号総務大臣通知。以下「国要綱」という。）に基づく助成の決定を受けた事業について、予算の範囲内において宮代町地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、国要綱及び[宮代町補助金等の交付手続等に関する規則（昭和５８年宮代町規則第７号。以下「規則」という。）](https://www1.g-reiki.net/miyashiro/reiki_honbun/e386RG00000173.html)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（補助事業）

第２条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

（１）国要綱第４条第1項に規定する地域経済循環創造事業交付金の交付の対象となる事業を実施するものであること。

（２）事業の実施にあたり、必要な１人以上の従業員を新たに町内で雇用することを計画していること。

（３）事業の実施にあたり、町の商工業の振興や観光業の振興に寄与するものであること。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する民間事業者等（以下「補助対象者」という。）とする。

（１）町内に事業所を有し、又は設ける予定の民間事業者等であること。

（２）宮代町商工会加入者又は宮代町商工会加入予定者であること。

（３）町税（個人町民税、法人町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税をいう。）を滞納していないこと。

（４）営業内容が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業でないもの

（５）宮代町暴力団排除条例（平成２５年宮代町条例第１９号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員が運営に関与していると認められないもの

（補助対象経費）

第４条　補助の対象となる経費は、国要綱第５条第１項に規定する経費とする。

　（補助金の上限）

第５条　補助金額は、補助対象経費から融資額等を除いた額を対象に、１事業あたり次に掲げる額を超えないものとする。ただし、算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（１）融資額等が補助金額と同額以上１．５倍未満の額の場合　２，５００万円

（２）融資額等が補助金額と１．５倍以上２倍未満の額の場合　３，５００万円

（３）融資額等が補助金額と２倍以上の場合　５，０００万円

（補助金交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宮代町地域経済循環創造事業補助金交付申請書（[様式第１号](https://www1.g-reiki.net/miyashiro/reiki_honbun/e386RG00000814.html#e000000778#e000000778)）に、次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

（１）地域経済循環創造事業実施計画書

（２）誓約書兼同意書（様式第２号）

（３）収支計画書の積算資料及び見積書の写し

（４）工程表その他の完成までのスケジュールが分かる資料

（５）金融機関からの融資額が確認できる書類の写し

（６）納税証明書（発行から１か月以内のものに限る。）

（７）その他町長が必要と認める書類

２　補助対象者は、前項の補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法

（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

　（審査会）

第７条　町長は、補助金を適正に交付するため、宮代町地域経済循環創造事業補助金審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

２　町長は、前条の規定による申請を受けた場合は、当該申請内容等について審査

　会に意見を求めるものとする。

３　第１項に規定する審査会の設置について必要な事項は、町長が別に定める。

　（補助金の交付決定）

第８条　町長は、[前条](https://www1.g-reiki.net/miyashiro/reiki_honbun/e386RG00000956.html#e000000050#e000000050)に規定する審査会の意見を聴取したうえで当該申請内容を審査し、適当と認めたときは、宮代町地域経済循環創造事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

（事業完了後の事業実施状況報告）

第９条　町長は、補助事業の効果を確認するため、必要な範囲内において、補助対象者に対し、取り組んだ補助事業の実施状況について報告を求めることができる。

　（申請の取下げ）

第１０条　交付決定通知を受けた補助対象者（以下「交付決定者」という。）は、第８条の交付決定の内容に不服があるときには、補助金の交付の決定の日から起算して１０日を経過する日までに、宮代町地域経済循環創造事業補助金交付申請取下書（様式第４号）を、町長に提出するものとする。

（計画変更等の承認手続き）

第１１条　交付決定者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、宮代町地域経済循環創造事業補助金変更等承認申請書（[様式第５号](https://www1.g-reiki.net/miyashiro/reiki_honbun/e386RG00000956.html#e000000305#e000000305)）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、補助金の補助金額の増額は認めない。

（１）補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、交付対象総額の１０パーセント以内の流用増減を除く。

（２）資金区分のうち、融資額を減額しようとするとき。

（３）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変

更を除く。

　　ア　補助金の交付の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、交付決定者の自由な創意により、より効率的な交付目的達成に資するものと考えられる場合

　　イ　事業目的及び事業能率に直接関わりがない事業計画の細部の変更である場

　　　合

（４）補助事業の全部又は一部を他に継承しようとするとき。

（５）補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

（６）補助事業の事業期間が２年の場合で単年度交付額を減額するとき。

２　町長は、前項の規定による申請を受けたときは、当該申請の内容を審査し、宮代町地域経済循環創造事業補助金変更等承認（不承認）決定通知書（様式第６号）により、交付決定者に通知するものとする。

３　交付決定者は、補助事業が予定の期限内に完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、町長に報告し、指示を受けなければならない。

（実績報告）

第１２条　交付決定者は、補助事業が完了したときは、宮代町地域経済循環創造事業補助金実績報告書（様式第７号。以下「実績報告書」という。）に、[次の各号](https://www1.g-reiki.net/miyashiro/reiki_honbun/e386RG00000956.html#e000000127#e000000127)に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（１）事業報告書

（２）事業収支決算書

（３）補助事業に係る経費の支払を証明する書類の写し

（４）補助事業の実施状況を確認できる書類（写真や設計図、施設等設置位置図、雇用状況等）

（５）金融機関からの融資を証明する書類（融資契約書等）の写し

（６）その他町長が必要と認める書類

２　[前項](https://www1.g-reiki.net/miyashiro/reiki_honbun/e386RG00000956.html#e000000123#e000000123)の実績報告書は、補助事業が完了した日から起算して２０日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、町長に提出しなければならない。

３　第６条第２項ただし書により補助金の交付申請をした補助対象者は、第１項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該補助事業の補助対象経費から減額して提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１３条　町長は、[前条](https://www1.g-reiki.net/miyashiro/reiki_honbun/e386RG00000956.html#e000000119#e000000119)に規定する実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、宮代町地域経済循環創造事業補助金確定通知書([様式第８号](https://www1.g-reiki.net/miyashiro/reiki_honbun/e386RG00000956.html#e000000335#e000000335))により速やかに通知するものとする。

２　町長は、交付決定者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、宮代町地域経済循環創造事業補助金返還命令通知書（様式第９号。以下「返還命令書」という。）により、その超える部分の額に相当する補助金の返還を命ずるものとする。

（補助金の交付請求)

第１４条　交付決定者は、前条の確定通知を受けたときは、宮代町地域経済循環創造事業補助金請求書(様式第１０号。以下「請求書」という。）を町長に提出するものとする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、概算払いをすることができる。

２　概算払いとする場合は、宮代町地域経済循環創造事業補助金概算払請求書(様式第１１号。以下「概算払請求書」をいう。)を町長に提出するものとする。

３　町長は、概算払請求書の提出があったときは、速やかに補助金の概算払額を決定し、その旨を宮代町地域経済循環創造事業補助金概算払決定通知書（様式第１２号）により当該交付決定者に通知するとともに、概算払いするものとする。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第１５条　第６条第２項ただし書により交付申請をした補助対象者は、第１２条第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、当該補助金の消費税額等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第１２条第３項の規定により減額した交付決定者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を宮代町地域経済循環創造事業補助金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第１３号）により速やかに町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の報告があった場合には、返還命令書により、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（交付決定の取消し等）

第１６条 町長は、交付決定者より補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し又は変更することができる。

（１）交付決定者が、法令、本要綱又はこれらに基づく町長の処分若しくは指示に違反した場合

（２）交付決定者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（３）交付決定者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

（４）第８条の交付決定後に生じた事情により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　町長は、前項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分の額に相当する補助金が既に交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　本条の規定は、補助事業について第１３条の交付額確定後においても適用があるものとする。

（書類の整備等)

第１７条　交付決定者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保存しておかなければならない。

２　[前項](https://www1.g-reiki.net/miyashiro/reiki_honbun/e386RG00000956.html#e000000149#e000000149)に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

（財産処分の管理等)

第１８条　交付決定者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

２　交付決定者は、取得財産等について、宮代町地域経済循環創造事業補助金取得財産等管理台帳（様式第１４号）を備え管理しなければならない。

３　交付決定者は、当該年度に取得財産等があるときは、第１２条に定める実績報告書に宮代町地域経済循環創造事業補助金取得財産等管理明細表（様式第１５号）を添付しなければならない。

（財産処分の制限等）

第１９条　交付決定者は、取得財産等について、当該年度から総務省所管補助金等交付規則（平成１２年総理府・郵政省・自治省令第６号。以下「交付規則」という。）第８条に定める期間を経過するまでの間は、町長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供し、又は取り壊してはならない。

２　取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）第１３条第４号及び第５号に定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価５０万円以上のものとし、同令第１４条第１項第２号の規定に基づく財産の処分を制限する期間は、交付規則第８条の規定によるものとする。

３　交付決定者は、前項の規定により定められた期間において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ宮代町地域経済循環創造事業補助金財産処分承認申請書（様式第１６号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

４　町長は、前項の規定により申請書を受理したときは、これを審査し、承認の適

否を決定した場合は、宮代町地域経済循環創造事業補助金財産処分承認審査結果

通知書(様式第１７号)により当該交付決定者に通知するものとする。

５　町長は、交付決定者に取得財産等を処分することによる収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を返還命令書により、返還を命ずることができる。

（収益納付等）

第２０条　交付決定者は、補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して５年以内の間、毎会計年度終了後の１０日以内に、宮代町地域経済循環創造事業補助金事業化収益状況報告書（様式第１８号）を町長に提出しなければならない。

２　交付決定者は、事業化に係る会計経理を明らかにし、当該会計経理に係る帳簿及び証拠書類を、当該報告に係る会計年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

３　町長は、国要綱第２２条第３項の規定による交付金の納付が生じたときは、交付決定者に対して、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。ただし、交付決定者の直近３年間の決算のうちいずれかが赤字であった場合又はこの補助金の交付目的に資する事業への再投資（国要綱第５条に掲げる内容の経費であって、事業を効果的に実施するために直接必要な経費に限る。）によって公益への貢献が認められると町長が特に認めた場合はこの限りではない。

４　前項の規定により、納付を命ずることができる額は、補助金交付額を上限とする。

５　第３項の規定により、納付を命ずることができる額の納付期限は、当該命令の通知の日から起算して２０日以内とする。

６　収益納付すべき期間は補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して５年以内とする。

　（勧告・助言等）

第２１条　町長は、交付決定者に対し、規則、国要綱及び本要綱の施行のため必要な限度において、補助事業の施行の促進を図るため、必要な勧告又は助言をすることができる。

２　町長は、交付決定者に対し、必要があるときは、補助事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（その他)

第２２条　[この](https://www1.g-reiki.net/miyashiro/reiki_honbun/e386RG00000956.html#l000000000#l000000000)要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

　この告示は、令和７年４月１日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

宮代町地域経済循環創造事業補助金交付申請書

　　年　　月　　日

宮代町長　　　　　　　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

　下記のとおり宮代町地域経済循環創造事業補助金の交付を受けたいので、宮代町地域経済循環創造事業交付要綱第６条の規定により、添付書類を添えて申請します。

記

１　補助金事業の目的

２　補助申請金額　　　　　金　　　　　　　　　　　円

３　補助金事業経費総括表

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助対象経費区分（円） | | | | | | | | 備考 |
| 施設整備費 | 機械装置費 | | 備品費 | 調査研究費 | | 計 | |  |
|  |  | |  |  | |  | |
|  | | | | | | | | |
| 資金区分（円） | | | | | | | | |
| 融資額等 | | 公費による交付額 | | | | | その他 | 計 |
|  | うち地方費 | | うち国費  （交付金） | |
|  | |  |  | |  | |  |  |

（注）　仕入れに係る消費税額及び地方消費税額については、これを減額し、備考欄には、「除税額○○○円、うち国費（交付金）○○○円」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

４　補助金対象事業の開始（予定）日　　　　 年　　月　　日

５　事業完了予定年月日　　　　　　 　　 　年　　月　　日

　　添付書類

　　（１）地域経済循環創造事業交付金実施計画書

（２）誓約書兼同意書（様式第２号）

（３）収支計画書の積算資料及び見積書の写し

（４）工程表その他の完成までのスケジュールが分かる資料

（５）金融機関からの融資額が確認できる書類の写し

（６）納税証明書（発行から１か月以内のものに限る。）

（７）その他町長が必要と認める書類

様式第２号（第６条関係）

誓約書兼同意書

年　　月　　日

次の各号に定められた誓約事項及び同意事項について誓約・同意します。

１　誓約事項

（１）営業内容が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和２３年法律第１２２号)第２条第１項に規定する風俗営業でないこと。

（２）宮代町暴力団排除条例（平成２５年宮代町条例第１９号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員が運営に関与していると認められないこと。

（３）仮設又は臨時の一時的な場所での事業でないこと。

（４）他の者が行っていた事業を継承して行う事業でないこと。

（５）法令等を遵守していること。

（６）本申請書および添付書類の申請内容に事実と相違がないこと。

２　同意事項

誓約事項に反する事実が判明したことにより補助金の交付決定が取り消された場合には、交付された補助金を定められた期限内に全額返還すること。

宮代町長あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　住　所

　　　　　　　　　　　申請者

氏　名（事業者名及び代表者氏名）

様式第３号（第８条関係）

宮代町地域経済循環創造事業補助金交付（不交付）決定通知書

　　　　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

宮代町長　　　　　　　　　　　印

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

１．交付する

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定額 | 金　　　　　　　　　　円 |
| 条　　件 | （１）補助金を他の用途に使用しないこと。  （２）次のア又はイのいずれかに該当するときは、町長の承認を得なければならない。  　　ア　補助事業の内容を変更しようとするとき。  イ　補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。  （３）補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、町長に報告して指示を受けること。  （４）町の付した条件に反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。 |

※上記の決定に対して異議があるときは、速やかに文書で申請の取下げをすること。

２．交付しない

|  |  |
| --- | --- |
| 理由 |  |

様式第４号（第１０条関係）

宮代町地域経済循環創造事業補助金交付申請取下書

　　　　第　　　　　号

年　　月　　日

宮代町長　　　　　　　あて

住　 所

事業者名

代表者名

年　月　日付で交付の申請を行った宮代町地域経済循環創造事業補助金につ

いて、その申請を取り下げたく、宮代町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第１０条の規定により、下記のとおり申請します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１ 申請を行った年月日

年　月　日

２ 申請を取り下げる事由

３ その他

様式第５号（第１１条関係）

宮代町地域経済循環創造事業補助金変更等承認申請書

　　年　　月　　日

宮代町長　　　　　　　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

　　　年　　月　　日付　　第　　　　号で補助金の交付決定を受けた宮代町地域経済循環創造事業補助金を下記のとおり（変更・中止・廃止）したいので、地域経済循環創造事業補助金交付要綱第１１条第１項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

１　補助金申請内容の変更

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 変更前（税抜き） | 変更後（税抜き） |
| 補助対象経費 | 円 | 円 |
| 補助金交付申請額 | 円 | 円 |
| 変更内容及び理由 |  | |

　　　※変更申請について必要な書類（変更収支予算書等）を別途添付すること。

　２　補助事業の中止（廃止）

|  |  |
| --- | --- |
| 中止（廃止）の理由 |  |

様式第６号（第１１条関係）

宮代町地域経済循環創造事業補助金変更等承認（不承認）決定通知書

第　　　　号

年　　月　　日

　様

宮代町長　　　　　　　　印

　　年　　月　　日付けで申請のあった、宮代町地域経済循環創造事業補助金に係る事業内容の（変更・中止・廃止）について、下記のとおり承認（不承認）したので、宮代町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第１１条第２項の規定により通知します。

記

１　承認

　　　承認内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 変更前（税抜き） | 変更後（税抜き） |
| 補助対象経費 | 円 | 円 |
| 補助金交付申請額 | 円 | 円 |
| 補助金交付決定額 | 円 | 円 |
| 変更内容及び理由 |  | |

　　２　不承認

（理由）

様式第７号（第１２条関係）

宮代町地域経済循環創造事業補助金実績報告書

　　年　　月　　日

宮代町長　　　　　　　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

　　　年　　月　　日付　　第　　　　号で交付決定を受けた宮代町地域経済循環創造事業が完了したので、宮代町地域経済循環創造事業補助金要綱第１２条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　補助対象経費実績額　　　　　　金　　　　　　　　　　　円

２　補助金事業経費総括表

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助対象経費区分（円） | | | | | | | | 備考 |
| 施設整備費 | 機械装置費 | | 備品費 | 調査研究費 | | 計 | |  |
|  |  | |  |  | |  | |
|  | | | | | | | | |
| 資金区分（円） | | | | | | | | |
| 融資額等 | | 公費による交付額 | | | | | その他 | 計 |
|  | うち地方費 | | うち国費  （交付金） | |
|  | |  |  | |  | |  |  |

（注）仕入に係る消費税額及び地方消費税額については、これを減額し、備考欄には、「除税額〇〇〇円、うち国費（交付金）〇〇〇円」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

３　事業の実施期間　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで

添付書類

　(１)　事業報告書

　(２)　事業収支決算書

　(３)　補助事業に係る経費の支払を証明する書類の写し

　(４)　補助事業の実施状況を確認できる書類（写真や設計図、施設等設置位置図、雇用状況等）

　(５)　金融機関からの融資を証明する書類（融資契約書等）の写し

　(６)　その他町長が必要と認める書類

様式第８号（第１３条関係）

宮代町地域経済循環創造事業補助金確定通知書

第　　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　宮代町長　　　　　　　印

年　　月　　日付けで提出のあった標記補助事業実績報告書等により審査の結果、下記のとおり補助金の額を確定したので、宮代町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第１３条の規定により下記のとおり通知します。

記

　　補助金交付確定額　　　金　　　　　　　　　　円

様式第９号（第１３条、第１５条、第１６条、第１９条関係）

宮代町地域経済循環創造事業補助金返還命令通知書

第　　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　宮代町長　　　　　　　印

　　　　　年　月　日付け　　第　　号により交付決定された宮代町地域経済循環創造事業補助金について、宮代町地域循環創造事業補助金交付要綱第１３条又は第１５条又は第１６条又は第１９条の規定により、下記のとおり補助金の返還を命じます。

記

１　交付決定額　　　　金　　　　　　　　　円

２　返還命令額　　　　金　　　　　　　　　円

３　返還期日　　　　　年　　　　月　　　　日

様式第１０号（第１４条関係）

宮代町地域経済循環創造事業補助金請求書

　　年　　月　　日

宮代町長　　　　　　　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

　　　年　　月　　日付　　第　　　　号で補助金の額の確定を受けた宮代町地域経済循環創造事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

１　補助金交付請求額　　　　金　　　　　　　　　　円

　２　振込先

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 支店名 |  | |
| 口座番号 |  | 区　分 | １普通 | ２当座 |
| ふりがな |  | | | |
| 口座名義人 |  | | | |

　※振込先口座が確認できる書類の写しを添付

様式第１１号（第１４条関係）

宮代町地域経済循環創造事業補助金概算払請求書

　　年　　月　　日

宮代町長　　　　　　　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

　　　年　　月　　日付　　第　　　　号で補助金の額の交付決定を受けた宮代町地域経済循環創造事業補助金について、概算払いにより交付されたく下記のとおり請求します。

記

１　補助金交付請求額　　　　金　　　　　　　　　　円

　２　振込先

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 支店名 |  | |
| 口座番号 |  | 区　分 | １普通 | ２当座 |
| ふりがな |  | | | |
| 口座名義人 |  | | | |

　※振込先口座が確認できる書類の写しを添付

様式第１２号（第１４条関係）

宮代町地域経済循環創造事業補助金概算払決定通知書

　　　　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

宮代町長　　　　　　　　　　　印

　　　　　年　　月　　日付けで請求のあった補助金の概算払いについて、次のとおり決定したので通知します。

記

　概算払額　　　　金　　　　　　　　　　　　円

様式第１３号（第１５条関係）

宮代町地域経済循環創造事業補助金消費税及び地方消費税にかかる

仕入控除税額報告書

　年　　月　　日

宮代町長　　　　　　　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

　　　年　　月　　日付　　第　　　　号で交付決定を受けた宮代町地域経済循環創造事業補助金について、宮代町地域経済循環創造事業補助金要綱（以下「交付要綱」という。）第１５条第１項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　交付金額（交付要綱第１３条第１項による額の確定額）金　　　　　　　　　円

２　交付金の確定時における消費税及び地方消費税に 　金　　　　　　　　　円

係る仕入控除税額

３　消費税額及び地方消費税額の確定に伴う交付金に

係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額　　　　金　　　　　　　　　円

４　補助金返還相当額（３－２） 　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　円

　（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第１４号（第１８条関係）

宮代町地域経済循環創造事業補助金取得財産等管理台帳

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 財産名 | 規格 | 数量 | 単価 | 金額 | 取得  年月日 | 耐用  年数 | 保管  場所 | 備考 |
|  |  |  |  | 円 | 円 |  |  |  |  |

（注）１．対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）第１３条第１号から３号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が宮代町地域経済循環創造事業交付金交付要綱第１９条第２項に定める処分制限額以上の財産とする。

２．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

３．取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第１５号（第１８条関係）

宮代町地域経済循環創造事業補助金取得財産等管理明細表

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 財産名 | 規格 | 数量 | 単価 | 金額 | 取得  年月日 | 耐用年数 | 保管場所 | 備考 |
| 施設  整備費 |  |  |  | 円 | 円 |  |  |  |  |
| 機械  装置費 |  |  |  | 円 | 円 |  |  |  |  |
| 備品費 |  |  |  | 円 | 円 |  |  |  |  |
| 調査  研究費 |  |  |  | 円 | 円 |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  | 円 | 円 |  |  |  |  |

（注）１．対象となる取得財産等は、宮代町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第１９条第２項に定める処分制限額以上の財産とする。

２．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

３．取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第１６号(第１９条関係)

年　　月　　日

宮代町長　　　　　　　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

宮代町地域経済循環創造事業補助金財産処分承認申請書

　標記について、宮代町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第１９条の規定に基づき、下記のとおり財産処分の承認を受けたいので、申請します。

記

１　事業者の名称・所在地・代表者氏名

２　補助対象経費

３　処分する施設・設備の名称

４　処分内容

５　処分する理由

１　処分する施設・設備の名称の欄には、処分する財産を具体的に記載すること。例えば、施設については、所在地、種類、構造及び床面積並びに申請時における具体的な用途を、設備については、申請時における具体的な用途を記載すること。

２　処分内容の欄には、処分の種類（売却、賃貸等）、処分の相手方（買主、借主等）、処分の対価（売却価格、賃貸料等）等を記載すること

様式第１７号（第１９条関係）

宮代町地域経済循環創造事業補助金財産処分承認審査結果通知書

第　　　　号

年　　月　　日

　様

宮代町長　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで申請のありました宮代町地域経済循環創造事業補助金財産処分承認申請について、宮代町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第１９条第４項の規定により、下記のとおり審査結果を通知します。

記

１　処分する施設・設備の名称及び処分の適否（承認・不承認）

２　その他（処分・条件）

様式第１８号（第２０条関係）

年　　月　　日

宮代町長　　　　　　　あて

所 在 地

事業者名

代表者名

宮代町地域経済循環創造事業補助金事業化収益状況報告書

　　　　年　　月　　日付け　　　　第　　号により交付決定された宮代町地域経済循環創造事業補助金について、宮代町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第２０条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助金交付  確　定　額 | 補助事業に係る本年度収 益 額 | 控　除　額 | 本 年 度  ま で の  補助事業に係る支出額 | 基　準  納付額 | 前年度まで  の補助事業に係る  町への累積  納付額 | 本年度  納付額 | 備　考 |
| (A) | (B) | (C) | (D) | (E) | (F) | (G) |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

(注)

１　「補助事業に係る本年度収益額：Ｂ」とは、補助事業の実施結果の事業化による総収入額から総収入を得るに要した額を差し引いた額の合計額をいう。

　　「総収入を得るに要した額」とは、材料費、労務費、材料費・労務費以外の諸経費（外注費、高熱水費、製造設備に係る減価償却費等）、販売費、一般管理費等で間接費を含む額をいう。

　　なお、Ｂが０又はマイナスの場合には、Ｃ、Ⅾ、Ｅ、Ｇの項目については、記載しないこと。

２　「控除額：Ｃ」とは、補助事業に要した経費のうち、交付決定者が自己負担によって支出した額（補助事業に要した経費－補助金交付確定額）をいう。

　　なお、補助事業終了後、翌々年度以降の控除額の算出については、自己負担によって支出した額から補助事業年度終了より前年度までの補助事業に係る収益の累積額を差し引いた額（自己負担額－前年度までの収益累積額）をいう。ただし、控除額は自己負担によって支出した額の範囲内とし、前年度までの補助事業に係る収益の累積額が自己負担によって支出した額と同額以上となった場合には、本年度の控除額は０とする。

３　「本年度までの補助事業に係る支出額：Ｄ」とは、補助事業に要した経費及び補助事業年度終了以降に追加的に要した補助事業に係る経費の合計額をいう。

４　「基準納付額：Ｅ」とは「補助事業に係る本年度収益額：Ｂ」から「控除額：Ｃ」を差し引いた額に、「補助金交付確定額：Ａ」を乗じ、「本年度までの補助事業に係る支出額：Ｄ」で除した額をいう。（Ｅ＝（Ｂ－Ｃ）Ａ／Ｄ）

５　「前年度までの補助事業に係る町への累積納付額：Ｆ」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。

６　「本年度納付額：Ｇ」とは、「基準納付額：Ｅ」と「累積納付額：Ｆ」の合計が「補助金交付確定額：Ａ」を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額となる。また、「基準納付額：Ｅ」と「累積納付額：Ｆ」の合計額が「補助金交付確定額：Ａ」を超える場合には、「補助金交付確定額：Ａ」から「累積納付額：Ｆ」を差し引いた残額が本年度納付額となる。（Ａ＞Ｅ＋ＦならばＧ＝Ｅ、Ａ≦Ｅ＋ＦならばＧ＝Ａ－Ｆ）

７　補助事業に係る本年度の収益額(Ｂ)の計算根拠が確認できる資料を添付すること。

８　本要綱第２０条第３項ただし書に該当する場合は、備考欄にその内容を記載するとともに、根拠が確認できる資料を添付すること。